

大阪府立たまがわ高等支援学校PTA会則

第一章 名称および事務局

第一条

この会は「大阪府立たまがわ高等支援学校PTA」といい、事務局を本校に置く。

第二章 目的および事業内容

第二条

この会は会員相互の協力によって本校生徒の成長を助けるとともに、会員相互の親睦を深め教養を高めることを目的とする。

第三条

この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 本校生徒の育成などの活動に協力するとともに、家庭および社会の理解と関心を深める。
2. 家庭・学校および社会における本校生徒の自立を増進する。
3. 会員相互の親睦を深め、教養を高める行事を行う。
4. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第三章 運営の基本方針

第四条

この会は次の方針に基づいて運営する。

1. この会は自主独立の団体であって、外からの支配や干渉を受けない。
2. 特定の宗教や政党等に偏ることなく、また営利事業にも利用されない。
3. 学校の経営や職員の人事に干渉しない。
4. 会員はすべて平等であり、会員の意向を尊重して会の運営に当たる。

第四章 会員

第五条

この会の会員は次の通りとする。
本校生徒の保護者ならびに教職員によって組織する。

第六条

この会の会員は、本校生徒の保護者と教職員をもって構成する。

入会意思確認は、入学時(教職員は転入時)に行う。
退会については、本校を卒業、転出、または退会届を提出した時点で退会とする。

第五章 役員等

第七条

この会に次の役員を置く。

1. 会長 一名
2. 副会長 二名
3. 書記 二名(うち1名は職員)
4. 会計 二名(うち1名は職員)
5. 会計監査 二名

第八条

役員の選任は次の方法による。

役員の選出および就任は総会で決める。(但し、学校職員は校長の推薦により総会で承認を受ける)
役員の互選により第七条の役員を決定する。
原則、学年委員を各クラス一名、選出する。ただし、人数は一名に限らない。

第九条

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表して会務を総括し、総会および実行委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時又は事故ある時はその代理を務める。
3. 書記は総会並びに実行委員会の議事を記録し、各種会合の通知発送の事務に当たる。
4. 会計は会の会計事務を担当し、予算・決算の原案を作成する。
5. 会計監査は毎年度の会計を監査(中間監査、最終監査)して、これを会員に報告する。

第十条

役員の任期は、定期総会から次年度の定期総会までとする。但し、再任を防げない。

第六章 会議

1 総会

第十一条

総会は毎年度の初めに開かれる。但し、会長が必要と認めた時、又は会員の三分の一以上の要求があった時は臨時総会を開かなければならない。

第十二条

総会は会員の三分の一以上の出席(委任状提出者を含めて)がなければ成立しない。

第十三条

総会は最高の議決機関であり、次の権限をもつ。

1. 役員の選出
2. 事業報告および決算の承認
3. 事業計画および予算の決定
4. 会則の改正
5. その他この会の重要事項に関する審議決定

2 実行委員会

第十四条

実行委員会は、会長、副会長、書記、会計および学年委員をもって構成し、この会の運営一般に関する企画・調整等の事項を行うため、必要に応じて随時開催する。
実行委員会は、その役割を果たすために、必要なときに、会員からサポーターを募ることができる。

第七章 会計

第十五条

この会の会員は年額 2,000 円の会費を納めるものとする。

第十六条

この会の経費は会費および自発的寄付金等により支弁される。

第十七条

この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第八章 その他

第十八条

この会則の改正は、総会において出席者の三分の二以上の承認を得なければならない。

第十九条

この会の慶弔に関する規定は別に定める。

第二十条

会長など役員の推薦に関する規定は別に定める。

第二十一条

本会に次の帳簿を備え付ける。

1. 会員名簿
2. 会計簿
3. 会議録
4. 財産簿
5. その他必要な帳簿

第二十二条

当分の間、第六条、第十四条、および第十五条は柔軟に対応する。

附 則

- ・この会の会則は平成 18 年 5 月 14 日から施行する。
- ・平成 24 年 5 月 12 日一部改正。
- ・令和 7 年 2 月 4 日一部改正、追記。

慶弔に関する内規

1. 本会に次の慶弔規定をおき、個人としては行わないことを原則とする。
(1)会員およびその配偶者が死亡した場合は、1 万円および「檜」一対または「供花」をもって弔意を表す。
(2)本校生徒が死亡した場合は会員に準じて弔意を表す
2. この規定に関しての返礼はいっさいしないこととする
3. この規定は平成 22 年 5 月 15 日から施行する。

役員推薦に関する内規

1. 本規定は会則第十二条に定める総会において選出すべき役員推薦の手続きについて定める。
2. 推薦すべき役員は前年度中に推薦委員会を結成して選び、これを総会の承認を得て決定する。
3. 推薦委員会は保護者から選出された委員の他、教職員若干名をもって組織する。
4. 推薦委員の中より委員長を選出し、委員長は会の進行に当たる。
5. 推薦委員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査を推薦する。
6. 保護者側推薦委員は保護者の話し合いで選出し、学校側推薦委員はPTA担当教員が兼任する。
7. 推薦委員は役員に推薦されない。
8. 推薦委員会は総会において役員が承認され、決定した後、解散する。
9. この規定は平成 20 年 5 月 18 日から施行する。